# IV 同和問題(部落差別)の解決のために 現在取り組まれていること

これまで述べてきたように、日本固有の人権問題である同和問題(部落差別)は、憲法が保障する基本的人権の侵害にかかわる深刻かつ重大な問題です。そして、今もなお多くの人々が差別に傷つき苦しんでいる状況が続いています。

この問題の解決は、あらゆる人権問題の解決につながるものであると捉え、部落差別の解消に向けて、現在も様々な取組みが行われています。

### 1 国の取組み



第 II 章で述べてきたように、国は特別措置法による施策を中心に、同和問題(部落差別)の解決を目的とした様々な施策に取り組んできました。そして、特別措置法が失効した後も、平成 28 (2016) 年に「部落差別の解消の推進に関する法律」を制定し、依然として残されている部落差別の解消に向けて取組みを続けています。

#### (1)地域改善対策協議会意見具申

平成8(1996)年に、当時の総理府に置かれた地域改善対策協議会は、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」を政府に提出しました。

21世紀を「人権の世紀」であると位置付けた、この意見具申の主な内容は、次のとおりです。

- 主要な課題は、「依然として存在している差別意識の解消」「人権侵害による被害の救済等の対応」「教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の是正」「差別意識を生む新たな要因を 克服するための施策の適正化」であると提言。
- 「差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果と、これまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべき」と提言。

#### 〈重点施策の方向〉

- 同和問題を人権問題の重要な柱とし、依然として存在する差別意識の解消に向けた人権教育・ 人権啓発を推進すること。
- 同和問題の早期解決を目指す取組みは、必要な一般対策によって的確に対応していくこと。
- あらゆる人権侵害に対して、被害の救済を含めた人権擁護制度の充実強化を図ること。
- 同和問題に対する正しい認識を深めるための自由な意見交換のできる環境づくりが必要である。



#### (2) 人権擁護推進審議会答申

地域改善対策協議会意見具申を受けて、人権の擁護に関する施策の推進について国の責務を明らかにし、必要な体制を整備するため、平成9(1997)年に「人権擁護施策推進法」(5年間の時限法)が施行され、それに基づいて「人権擁護推進審議会」が法務省に設置されました。

同審議会は、平成 11 (1999) 年に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申を出しました。この答申で、日本には様々な人権侵害があるとし、同和問題(部落差別)については「結婚問題を中心に、地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している。就職に際しての差別の問題や同和関係者に対する差別発言、差別落書などの問題もある」と指摘し、「人権教育・啓発をより一層推進し、国民一人一人に人権尊重の理念についての正しい理解が十分定着するよう努めることが極めて重要である」として、学校・社会・家庭における人権教育の充実、効果的な人権啓発、人権に関わりの深い特定の職業従事者の研修の充実などを提言しました。

これを受けて、平成 12 (2000) 年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、同和問題 (部落差別) など社会的身分や門地による不当な差別、人種、信条または性別による不当な差別などの解決に向けて、人権教育及び人権啓発に取り組むとしています。

また、同審議会は、平成 13 (2001) 年に「人権救済制度の在り方について」と「人権擁護委員制度の改革について」の答申を出しました。これを受けて、3 回にわたり関連法案が国会に提出されましたが、いずれも衆議院解散により廃案となっています。

#### (3) 人権教育・啓発に関する基本計画

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、平成 14 (2002) 年に、国において 策定されました。この基本計画では、人権教育・啓発の基本的な在り方や、人権課題ごとの取組 みの方向性が示されています。

同和問題(部落差別)については、日本固有の重大な人権問題とし、地域改善対策協議会意見 具申の趣旨に留意し、これまでの同和問題(部落差別)に関する教育・啓発活動の中で積み上げ られてきた成果等を踏まえ、差別意識の解消に向けた人権教育・啓発に取り組んでいくことが明 記されています。

そのうえで、同和問題(部落差別)を重要な人権問題の一つとして捉え、対応する省庁を示しながら具体的に 10 項目の取組内容を示し、積極的に推進するとされています。



#### (4) 就職に関する差別を解消するための取組み

「部落地名総鑑 | 事件や採用時の身元調査や不適切質問の横行等、企業の同和問題(部落差別) についての理解と認識が不十分な状況がありました。このことが就職の機会均等や生活権の保 障といった基本的人権を侵害し、人々の生活の安定と地位の向上を阻み、部落差別を助長するこ とにつながっていました。

この状況を改善するために、行政は企業等と連携しながら様々な取組みを行っています。例え ば、厚生労働省は、一定規模の企業に「公正採用選考人権啓発推進員」を置く制度を設け(熊本 県においては、従業員数30人以上の事業所等に「公正採用選考人権・同和問題啓発推進員」を 置くこととしています。)、差別のない公正な採用選考システムの確立を図っています。また、企 業が本人の適性・能力に関係のない事柄を、試験や面接の中で質問しないために「公正な採用選 考チェックポイント」を作成し、新規中学校・高等学校卒業者の就職応募書類には社用紙を使わ ず、統一された用紙を用いるように求めています。

これらの取組みが進められたことにより、現在では差別につながる項目は履歴書から削除さ れ、面接の際に差別につながる質問をしないという改善が進んでいます。このことによって、職 業選択において、同和地区に関わりのある方の人権が守られるようになったことはもちろんで すが、それ以外にも例えば外国にルーツを持つ方、厳しい家庭状況に置かれている方、障がいの ある方など、様々な立場にある、多くの人々の人権が守られるようになってきました。

もう一歩先へ P.36 9 公正採用選考人権・同和問題啓発推進員制度

P.37 10 採用選考時に配慮すべき事項

P.38 11 募集・応募書類

### (5) 差別につながる身元調査を防ぐ取組み

近所で特定の人のことについて話を聞いたり、住所や本籍地などを調べたりして、個人の素性 や身上を調査することなどを身元調査といいます。特に、戸籍については、家族構成の他、先祖 代々の本籍や名前をたどることができるため、同和地区の出身者かどうかを調査するといった、 差別につながる身元調査に使用するための閲覧や取得が行われてきました。

これらの中には、交際の後に事実上の婚姻関係にあった男性と女性について、男性側の両親が 女性の身元調査を行った結果、同和地区出身者との結婚は認められないとして冷たい態度をと り続け、最終的には男性も加わって女性に精神的な苦痛を与えたことで、絶望した女性が自殺す るに至った例もあります。

この他にも、平成 19(2007)年には「探偵業の業務の適正化に関する法律」が施行され、探 偵業者は調査の結果が違法な差別取り扱いなどに用いられることを知ったとき は、探偵業務を行ってはならないとされています。

もう一歩先へ P.39 12 本人通知制度(戸籍の不正取得防止の取組み)

#### (6) 部落差別の解消の推進に関する法律

「部落差別の解消の推進に関する法律」は、現在もなお部落差別が存在することを明記し、部落差別のない社会の実現を目的として、平成28(2016)年に公布・施行されました。

この法律は、全ての国民は、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念を明記し、部落差別の解消に関する施策は、この理念にしたがい、部落差別のない社会を実現することを旨として行わなければならないとしています。

そして、国は地方公共団体に対しての情報の提供、指導及び助言を行う責務を有し、部落差別に関する相談体制の充実、部落差別の解消に必要な教育・啓発や部落差別の実態に係る調査の実施などが規定されています。

### 2 熊本県の取組み



県では、昭和 40 (1965) 年の同和対策審議会答申を踏まえ、同和問題(部落差別)を基本的人権の侵害に関わる重大な人権問題であると受け止め、一日も早く解決するために、特別措置法に基づき、生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化など総合的な取組みを進めてきました。

さらに、平成8 (1996) 年の地域改善対策協議会意見具申を踏まえ、平成14 (2002) 年3月の特別措置法の失効後も、部落差別がある限り同和行政は必要であるとの認識から、同和問題 (部落差別) を人権問題の重要な柱として捉え、同和問題 (部落差別) の解決に向けた施策を推進しています。

#### (1) 熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査の規制に関する条例

この条例は、同和地区に住んでいることや住んでいたことを理由として結婚や就職の際に引き起こされる部落差別事象の発生を防ぐために、平成7 (1995) 年に大阪府に次いで、全国で2番目に制定されました。

県や県民、事業者の役割と責務を明らかにするとともに、結婚や就職の際に、同和地区に住んでいることや住んでいたことについて、県民や事業者が調査を依頼することを禁止し、また、県内事業者が自ら調査したり、調査を引き受けたりすることを規制しています。

#### (2) 熊本県部落差別の解消の推進に関する条例



「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」は、平成 28 (2016) 年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されたこと、法律施行後も、県内において

も部落差別事象が発生していること、情報化の進展に伴い、インターネット上で差別を助長する ような表現が流されるなど、部落差別を取り巻く状況が変化していることなどを踏まえ、平成7 (1995) 年に制定された「熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査の規制に関する条例」の全 部を改正し、令和2(2020)年6月に制定・施行しました。

この条例では、全ての県民は、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重さ れるものであるとの理念を明記し、部落差別の解消の推進に関する施策は、この理念にのっとり、 部落差別のない社会を実現することを旨として行わなければならないことを明記しています。

また、県は、国及び市町村との連携を図りつつ、地域の実情に応じた施策を講ずる責務を有す ると定め、部落差別に関する相談体制の充実、部落差別の解消の推進に必要な教育・啓発を行う ことや、国が行う実態調査に協力するといった具体的な施策を定めています。

そして、県民、事業者の責務を明らかにするとともに、結婚や就職の際に、同和地区に住んで いることや住んでいたこと等について、県民や事業者が調査を依頼することを禁止し、また、事 業者が自ら調査したり、調査を引き受けたりすることを規制しています。この身元調査の規制に おいて、旧条例では対象となる事業者を県内の事業者としていましたが、この条例では県外事業 者まで拡大しています。

もう一歩先へ P.40 13 熊本県部落差別の解消の推進に関する条例

#### (3) 「人権教育のための国連 10年」 熊本県行動計画

平成5(1993)年に決議された、国際連合の「人権教育のための国連10年行動計画」、平成9 (1997)年に策定された、国の「『人権教育のための国連 10 年』国内行動計画 | を受けて、平成 11(1999)年に、本県における人権教育の具体的な推進方策としてまとめました。

この行動計画の基本理念は、平成 16(2004)年に策定された、熊本県人権教育・啓発基本計 画に引き継がれています。

#### (4) 熊本県人権センターの開設

人権教育・啓発の拠点として、同和問題(部落差別)をはじめとする様々な人権問題の解決に 向けて、県民の人権意識の高揚を図るため、平成 14 (2002) 年に開設しました。

「熊本県人権センター」では、人権に関するイベントや講演会などの開催、テレビ CM の放送、 ラジオによる啓発番組や CM の放送、新聞や情報誌などへの啓発広告の掲載といった様々なマ スメディアを利用した啓発のほか、パンフレット、リーフレットやポスター、啓発 物品などを作成、配布するなど、様々な方法で啓発を実施しています。

また、各職場や地域において人権研修が推進されるよう、研修指導者等の育成や研修資料の提供、外部講師の紹介等の支援を行っている他、人権に関する図書、DVD、パネル等の貸出しも実施しています。

さらに、人権問題に関する相談窓口を設置し、相談者への助言を行うとともに、必要に応じ、 各種の専門相談機関の紹介も行っています。

このような啓発活動や人材育成事業をより充実したものとするため、市町村とも連携を深めながら体制及び事業の充実・強化を図っているところです。

#### (5) 熊本県人権教育・啓発基本計画(第4次改定版)

平成 16 (2004) 年に策定し、平成 20 (2008) 年、平成 24 (2012) 年、平成 28 (2016) 年、令和 2 (2020) 年に社会状況の変化等を踏まえて、改定を行いました。

この計画では、同和問題(部落差別)をはじめとするさまざまな人権問題の現状・課題を明らかにするとともに、人権教育・啓発の取組みの方向を示しています。

県では、同和問題(部落差別)の解決を県政の重要課題と位置付けており、新たに制定・施行された「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」の幅広い周知に努め、県民や事業者の認識を促し、県民一人一人が同和問題(部落差別)に関する正しい知識を持ち、適切な行動が取れるよう、関係機関との連携を強化しながら引き続き教育・啓発や関連施策に取り組む必要があるとしています。

このため、第4次改定版では、同和問題(部落差別)の解決に向けた教育・啓発の推進や部落 差別事象の早期解決と再発防止、公正採用の推進、隣保館活動の支援や相談機能の強化を同和問題(部落差別)に対する主な施策として挙げています。

☞ もう一歩先へ

P.42 14 熊本県人権教育·啓発基本計画(第4次改定版)

P.44 15 人権教育・啓発に関する国際的な動向

## 3 「えせ同和行為」排除のための取組み





「えせ同和行為」とは、「同和問題(部落差別)はこわい問題であり、できれば避けたい」との誤った意識に乗じ、同和問題(部落差別)の解決を口実にして、会社や個人、行政機関などに不当な要求や不法な行為などを行い、何らかの利益や利権を得ようとするものです。「えせ」とは、似ているが非なるものという意味であり、

えせ同和行為は同和問題(部落差別)の解決に力を尽くしているように装いながら、実際にはそうではないということです。

えせ同和行為には様々な手法があります。例えば、同和問題(部落差別)に関する本や物品を購入するように迫る、特定の団体への寄付金や賛助金を強く求める、工事などの下請けに参入させるよう要求する、といったことなどがあげられます。また、要求を断ろうとすると、同和問題(部落差別)についての知識の不足を公表すると脅されたり、「差別だ」と非難されたりすることもあります。

平成 31 (2019) 年に、法務省が全国の 9,000 事業所を対象としてアンケート調査を実施したところ、2,736 事業所から回答があり、平成 30 (2018) 年中に同和関係者・関係団体を名乗る者から、違法・不当な要求を受けた事業所は全体の 0.2% (5 事業所)でした。前回アンケート調査を実施した平成 26 (2014) 年時は、4,398 事業所から回答があり、そのうち1年間に違法・不当な要求を受けた事業所は全体の 4.6% (204 事業所)でした。前回の調査結果と比較すると、えせ同和行為による被害率は減少しているとみられるものの、依然としてえせ同和行為による被害が存在している結果となりました。

えせ同和行為は、同和問題(部落差別)の解決を口実に、前に挙げたような方法や内容で違法・不当な要求を行うもので、時には犯罪行為に当たるケースさえあります。そのため、えせ同和行為の被害にあった人やそれを伝え聞いた人に「同和問題(部落差別)には関わらない方がよい」「同和問題(部落差別)はこわい問題だ」といった誤った認識を植え付けてしまいかねません。このような認識が広がっていけば、これまでの差別意識の解消に向けた長年にわたる教育や啓発の効果を覆し、新たな差別意識を広め、同和問題(部落差別)解決の大きな妨げとなってしまいます。

前に示したように、不当な要求を受けた5事業所のうち、要求を受け入れた事業所はみられませんでした(回答:拒否した4件、無回答1件)。前回の調査結果(2014年)では、不当な要求を受けた事業所のうち、14.2%が要求を受け入れていたことからみると、安易に要求に応じない毅然とした対応が社会に浸透してきているように感じられます。不当な要求が受け入れられている限り、えせ同和行為はなくならず、同和問題(部落差別)についての誤った認識が広まり続けることになります。そこで、国は全省庁参加の下、「えせ同和行為対策中央連絡協議会」を設置するなどして、えせ同和行為を排除するなどの取組みを行っています。熊本県でも、国の各種機関や県、県警、弁護士会等が構成機関となった「熊本県えせ同和行為対策関係機関連絡会」が設置されており、各機関が連携して、えせ同和行為の排除に取り組んでいます。

えせ同和行為を排除するためには、安易な妥協をせず、毅然とした態度で拒否することなどの 対応が必要です。そして、何よりも大切なことは、同和問題(部落差別)に対する正しい認識を 持ち、誤った差別意識を持たないことです。